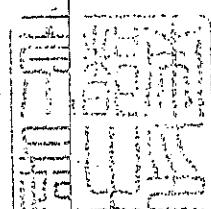
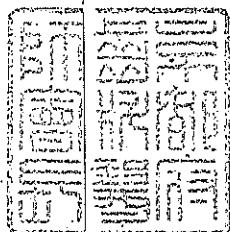


歯科医療に係る災害医療 救護活動に関する協定



京都市

一般社団法人京都府歯科医師会

歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定

京都市（以下「甲」という。）と一般社団法人京都府歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急的な歯科医療に係る災害医療救護活動（以下「災害医療救護活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、京都市地域防災計画に基づき甲が実施する災害医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時歯科医療救護計画の策定）

第2条 乙は、歯科医療班による災害医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき提出した災害時医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療班の派遣要請）

第3条 甲は、災害医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し災害時医療救護計画に基づき編成した歯科医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、速やかに歯科医療班を甲が指示する災害現場、避難所及び医療施設等の災害医療救護活動を必要と認める応急救助現場（以下「応急救助現場」という。）に派遣するものとする。

（歯科医療班の業務）

第4条 歯科医療班は、応急救助現場において、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 被災者のスクリーニング（症状判別）
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者（以下「傷病者」という。）に対する応急的な災害医療
- (3) 傷病者の後送医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 検視・検査に際しての法医学上の協力（個人識別）
- (5) その他状況に応じた処置

（指揮）

第5条 甲は、災害医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科医療班を指揮するものとする。

2 応急救助現場における災害医療救護活動に関する事項の指揮は、歯科医療班の責任者が行うものとする。

3 複数の歯科医療班が同一の応急救助現場で活動する場合については、それぞれの歯科医療班の責任者が協議して、前項の指揮を行う代表責任者を定めるものとする。

（連絡調整）

第6条 歯科医療班に係る甲と乙の間における連絡調整は、甲及び乙がそれぞれ指定する者が行うものとする。

(医薬品の使用等)

第7条 歯科医療班の災害医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

2 歯科医療班が携行した医薬品等を使用した場合における経費は、甲が負担するものとする。

(医療費)

第8条 応急救助現場における医療費は、無料とする。

2 後送医療施設における医療に係る医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(医事紛争発生の措置)

第9条 この協定に基づき歯科医療班が実施した災害医療救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

2 歯科医療班が実施した災害医療救護活動に関して、傷病者と収容した後送医療施設との間に医事紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

(報償)

第10条 甲は、歯科医療班員に対し、別に定めるところにより報償金を支給するものとする。

(災害補償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療班員が災害医療救護活動に従事したことにより死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は災害医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体に障害がある状態となった場合の補償は、京都市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(訓練)

第12条 乙は、甲の要請を受けた場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するため、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

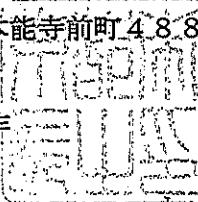
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市

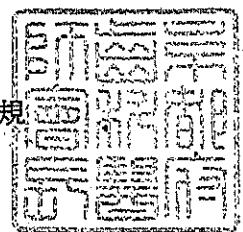
代表者 京都市長 門川 大作



乙 京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地

一般社団法人京都府歯科医師会

代表者 一般社団法人京都府歯科医師会会长 平塚 端規



（略）

歯科医療に係る災害医療
救護活動に関する協定
実 施 細 目

京 都 市

一般社団法人京都府歯科医師会

歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定実施細目

京都市（以下「甲」という。）と一般社団法人京都府歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成25年12月25日に甲乙間で締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」（以下「協定」という。）第1~3条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（災害時歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条第1項に規定する災害時歯科医療救護計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

（1）歯科医療班の編成及び出動体制

ア 班の歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他職種別構成

イ 班の地域別編成及び出動体制

ウ 携行することができる医薬品等の内容及び数量

（2）地区歯科医師会その他関係機関との連絡体制

（3）医薬品等の備蓄体制

（4）訓練

（5）その他必要な事項

（派遣要請）

第2条 協定第3条第1項に基づく派遣の要請は、次の各号に掲げる事項を明らかにした文書又は口頭により行うものとする。この場合において、口頭による要請を行ったときは、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（1）災害発生の日時及び場所

（2）災害の原因及び状況

（3）派遣を要する協定第3条第2項に規定する応急救助現場の場所

（4）派遣を要する班数

（5）派遣の期間

（6）その他必要な事項

（避難所）

第3条 協定第3条第2項に規定する避難所は、広域避難場所、一時避難場所、避難収容施設及び甲が被災者を収容し、保護することを目的に指定した場所とする。

（連絡調整者の指定）

第4条 協定第6条に規定する者は、甲においては京都市保健福祉局に属する職員、乙においては乙の事務局に属する職員からそれぞれ指名するものとする。

（医薬品の使用）

第5条 協定第7条第2項に規定する歯科医療班が携行し、使用した医薬品等の経費については、医薬品等経費請求書（第1号様式）を添付して請求するものとする。

(医事紛争発生時の措置)

第6条 協定第9条に規定する医事紛争が生じた場合、乙は、医事紛争報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(報償金の額及び請求)

第7条 協定第10条に規定する報償金の額については、別表に定めるとおりとする。

2 乙は、歯科医療班員に支給される報償金の請求を、報償金請求書（第3号様式）に各歯科医療班ごとの歯科医療班活動実績報告書（第4号様式）及び歯科医療班診療記録書（第5号様式）を添付して行う。

(協議)

第8条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

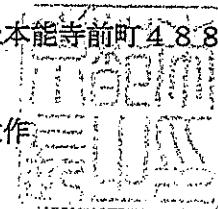
この細目の締結を証するため、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4.8.8番地

京都市

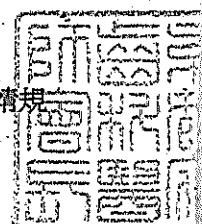
代表者 京都市長 門川 大作



乙 京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地

一般社団法人京都府歯科医師会

代表者 一般社団法人京都府歯科医師会会长 平塚 靖規



別表（第7条関係）

報償金の額

歯科医療班員の区別	対象経費	報償金の額
歯科医師、歯科衛生士	報償金	京都府災害救助法施行細則第11条に定める日当の額
歯科技工士	同上	歯科衛生士と同額